

2011年4月8日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

野村アセットマネジメント、 「東日本復興支援債券ファンド 1105」を新規設定

このたびの東日本大震災により被災された皆様、関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長兼 CEO:吉川淳)は、本日、東日本大震災の被災地の復興支援を目的の一つとした投資信託「東日本復興支援債券ファンド 1105」を新たに設定することとし、関東財務局に届出を行いました。

当ファンドは、実質的に、東日本大震災からの復興に寄与すると考えられる政府機関、地方公共団体および企業の発行する債券を含む国内債券および国債に投資するものです。

当社は、野村證券株式会社(販売会社)および野村信託銀行株式会社(受託会社)と合意の上、受け取った信託報酬の一部(ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.2%程度)につき、東日本大震災からの復興支援を目的とした寄附を行います。

寄附先については、被災地域の県庁等に設置された寄附金の公的な受付窓口、特定公益増進法人、NPO(民間非営利団体)などから今後決定する予定です。

この「東日本復興支援債券ファンド 1105」は、被災された地域の復興のお役に立ちたいという野村グループの思いと、お客様からいただいた復興に貢献できるような投資をしたいというご要望を受けて設定するものです。

全国の皆様の復興支援への温かい善意を被災地にお届けできるよう願うとともに、被災地の復興が一日も早く実現されるよう、お祈り申し上げます。

以上

「東日本復興支援債券ファンド 1105」

単位型投信／国内／債券

当ファンドの投資リスク

「東日本復興支援債券ファンド 1105」は、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

※ ファンドのリスクは上記に限定されません。

当ファンドに係る費用(2011年4月現在)

◆ご購入時手数料

ありません。

◆ 運用管理費用(信託報酬) ファンドの保有期間中に、期間に応じてかかります。

純資産総額に年 0.43575%(税抜年 0.415%)の率を乗じて得た額

※ 委託会社が受ける報酬から、ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.2%程度を寄附します。なお、信託報酬率は、寄附を行なうことを考慮して決定しております。

◆ その他の費用・手数料 ファンドの保有期間中に、その都度かかります。

(運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。)

・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料

・ ファンドに関する租税、監査費用 等

◆ 信託財産留保額(ご換金時)

1 口につき基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
加入協会: 日本証券業協会／(社)日本証券投資顧問業協会／
(社)金融先物取引業協会

野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 373 号
加入協会: (社)投資信託協会／(社)日本証券投資顧問業協会